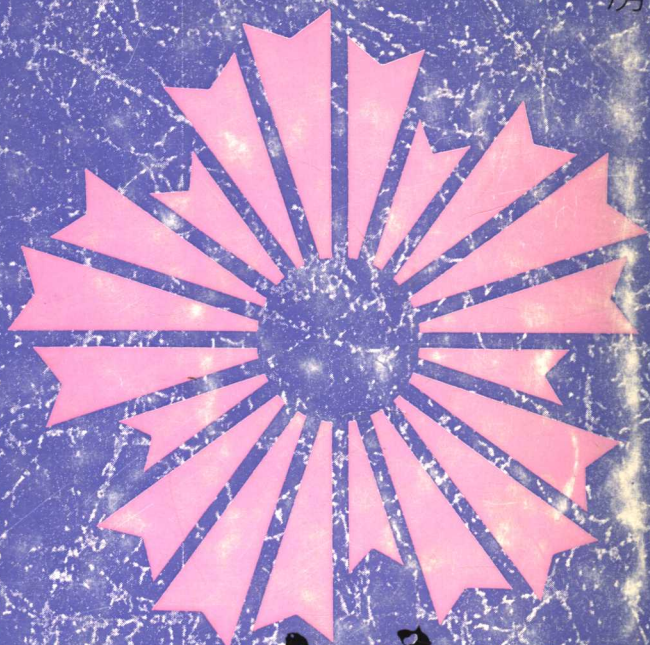


勁草書房

ウォルター・L・エイムズ著 ○ 後藤孝典訳

# 日本警察の生態学

POLICE AND COMMUNITY IN JAPAN



112  
E361  
022

ウォルター・L・エイムズ著◎後藤孝典訳

# 日本敬言察の生態学

勁草書房



Walter L. Ames (ウォルター・エイムズ)

1946年、アメリカ合衆国に生まれる。

現在 ユタ州プリガム・ヤング大学助教授 (文化人類学,  
経営学, 法学)。弁護士

後藤孝典 (ごとう たかのり)

1938年、名古屋市に生まれる。

現在 弁護士、筑波大学講師 (法社会学)

主著 「現代損害賠償論」(日本評論社)

---

## 日本警察の生態学

---

1985年12月20日 第1版第1刷発行

著者 ウォルター・L・エイムズ

© 訳者 後 藤 孝 典

発行者 井 村 寿 二

---

発行所 株式会社 勤 <sup>けい</sup> <sup>そう</sup> 草 書 房

112 東京都文京区後楽 2-23-15 振替/東京 5-175253  
電話 (編集) 03-815-5277 (営業) 03-814-6861

---

- 落丁・乱丁本はお取替いたします 根田印刷/和田製本
- 定価はカバーに表示してあります
- 無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

ISBN4-326-65050-8

**POLICE AND COMMUNITY IN JAPAN**

by Walter L. Ames

Copyright © 1981 by

**UNIVERSITY OF CALIFORNIA PRESS**

Japanese translation right arranged  
with **UNIVERSITY OF CALIFORNIA PRESS**  
through Japan UNI Agency, Inc.

## 日本語版への序文

いささか不本意な理由で本書日本語版の出版が当初の予定からかなり遅れてしまったが、ようやくここに日本の読者にも本書を提供できることは喜びに堪えない。日本語版の出版が遅延したため、本書が使用している資料はほぼ一〇年前のものとなってしまった。しかし、その後何度も日本に赴いたり、さらに二年半、日本に滞在した経験からみて、本書の基調に変更を加える必要性はないと信じている。本書の主題は、日本における社会統御のあり方であり、一般に、社会統御の方法は急速に変化するものではないからである。

本書の狙いは、日本社会のある側面を警察という媒介を通して説明することにある。私としては、アメリカの読者に、日本の警察についてだけではなく、日本社会そのものについて、理解の糸口を与えたいと考えた。もとより日本とアメリカとは、ものあり方も大きな違いがあり、アメリカの読者に日本における物事のタテマエを示すだけでは不充分であって、警察と社会諸制度のホンの部分がどうなっているかを明らかにすることが重要である。アメリカ人は日本人のいうタテマエをそのまま信じてしまうことまれではなく、このため日本人に欺かれたと誤解してしまふことさえある。誤解をさけるためにも、物事の裏面をつぶさに観察して、実際の姿を明らかにすることに心がけた。

本書は、純粋な学問的研究書であって、私が直接見聞したものを説明することだけを目的としたも

のである。本書記載の事実の中には、日本で論議を呼びかねない部分があることを知らないわけではない。しかし、論議を呼ぶことが私の狙いではないし、元来そういうことは私の好みでもない。客観的な立場に立つ一人の研究者として、主題の理解に不可欠な情報はすべて読者に提供するのが私の義務であると考えた。これによって、困難な事態が持ち上がるとしても、私は自分の義務を果す道を選ぶことにした。

本書の調査研究を通して、秀れた警察官や地域社会の方々とは親しくなることができた。これらの人は私に親切にしてくれたし、率直に意見をのべてくれた。学位論文、次いで本書として、研究結果を公表する私の目的や意図をこれらの人々は了解してくれるだろう。しかし、本書日本語版が刊行されたとき、日本の警察と私を支援してくれた人々の上に、なんらかの問題が発生するかもしれないと思う。その可能性を考え長い間悩んできた。しかしながら、問題を引き起こすことが私の意図ではないことを理解してほしい。もし本書がそういう事態を引き起したとすれば、お詫びする他はない。これまで本書の日本語版を出版するなという圧力が日本政府の一部から私に加えられてきた。これが本意にも日本語版の出版が遅延せざるをえなかった第一の理由である。しかし、慎重に考慮したが、私は研究者として、自分が書いたものを守る勇氣を持たねばならないと決意した。もとより本書に誤りがあれば私の責任である。

ただでさえ忙しい中を、本書翻訳のため多大の時間をさいてくれた、ハーバード・ロー・スクール時代からの友人である後藤孝典弁護士に心から感謝の意を表したい。

一九八五年六月

## はじめに

本書で用いた資料は、學位論文執筆のため、日本において一九七四年一月から翌年七月までの一八か月、人類学的現地調査に従事した際に入手したものである(1)。参加観察法と事例研究法を採用し、具体的には、事前調査として東京近郊の府中警察署で五か月間、そして本調査として岡山県倉敷市の倉敷警察署と水島警察署で一年間、警察官と一緒に働く方法を採用した。他に、岡山県の農村、高松町所在の駐在所(住居付ポリスポックス)をも調査した。この町には新池部落ニイイケが編入されているが、この部落はミシガン大学日本研究所が代表的な農村集落として、一九五〇年から五六年にかけて調査したことがある。最後の一か月は、東京で警察と犯罪に関する情報・文献を追加収集し、さらに警視庁第七機動隊の研究を行った。

警察は私にとって「部族」であるから、人類学的伝統に従い、私は可能な限り警察官がすることはなんでもするよう努めた。倉敷署内に一年間自分の事務室を持ち、ほとんどあらゆるタイプの警察官と行動をとりにした。警察官と一緒に巡回し、パトカーで交替勤務し、少年係の警察官が非行少年を補導する現場に同行し、刑事と犯罪現場に行き、交通巡査と事故現場へも行った。岡山と東京の機動隊の訓練にも加わり、デモの現場へも行った。儀礼的行事の際には、何度か警察官の制服も着用してみた。警察庁は私の研究を正式に許可し、東京と岡山で適宜便宜をはかってくれた。岡山県警本部は、情報を提供してくれるだけでなく、倉敷署と水島署に対し、私の研究を援助するよう発令してくれた。



機動隊の服装をした筆者

警察官たちは、公安に関する事項は別として、一般に率直かつ協力的であった。倉敷での滞在が長期にわたったおかげで、数多くの警察官と人間的な関係を築くこともできた。彼らは警察の制度的側面については勿論、非制度的な側面や、地域社会との関係についても、率直に語ってくれた。警察に関して私が入手した資料の大部分は、警察が与えてくれた文書、警察活動についての私自身の観察記録、および警察庁上層部から交番や駐在所の巡査にいたるまで、広く警察官に面接調査して収集したものである。私は日本語での会話と読みとりができるから、調査は通訳の手助けなしに行うことができた。

地域社会に関する資料は、警察関連諸団体の代表者らに面接調査したり、警察に対する市民の反応や態度を観察したり、倉敷市の住民四二一名を選んで調査したりして収集したものである。倉敷市役所は非常に協力的で、情報を提供してくれたり、私が面接調査を希望した人々を紹介してくれたりもした。また、ある大銀行の倉敷支店長は、友人であるロータリークラブの会員を何人も紹介してくれた。これらの人々は倉敷市の舞台裏でかなり影響力を持つ人たちであった。彼らの多くは医



者であったが、私を何度も自宅に招いて、ともに寿司などをつまみながら、倉敷市の権力構造が実際にはどう動いているかを説明してくれた。このような機会は警察と地域社会との関係が実際にはどうなっているかを知るうえで、まことに有益であった。倉敷市では、隣り近所の人々や友人たちも、日本の警察と日本社会全体に関して有益な意見を寄せてくれた。

日本のヤクザについても、調査するため機会あるごとに彼らに直接接触した。警察とヤクザは日本特有の親密な関係にあり、相互理解が成立している。警察は私をヤクザの親分衆に紹介し、倉敷と水島のヤクザの事務所へも連れて行ってくれた。私は親分衆の自宅を訪問したり、ヤクザの葬式にも出かけた。交番に詰めていたある日の夕方、ヤクザの喧嘩にも居会わせた。私はヤクザと一緒にいて身の危険を感じたことは一度もない。警察は私にヤクザに関する記録と情報を提供してくれたが、他方、ロータリークラブ会員の医師らそれに友人たちは、ヤクザと警察、およびヤクザと市や県の行政当局との非公式な関係についても種々指摘してくれた。

まず警察に近づくことが、日本における調査の成否を決する最も重要な要件であった。そのため、一九七四年一月の渡日のはるか前から準備を進めた。著名なアジア極東防犯矯正研究所UNA F E I（国際連合と日本の法務省の共同研究所、在府中市）の理事がかつてミシガン大学を訪れた際、アメリカのある法学者の紹介によって、私は氏に会うことができた。私の研究プランの説明に対し、氏は有益な示唆を与えてくれた。氏の帰日後も連絡をとり続け、警察研究の足掛りとして同研究所に非公式に所属させてくれるよう依頼した。氏はこれを許してくれたばかりか、進んで警察庁捜査第一課の幹部にこの研究を公式に承認するよう要請してくれた。この幹部が総務課に連絡してくれたおかげで、総務課は研究を承認する旨の文書を発行して岡山県警本部を紹介してくれたうえ、できる限り援助することを約束してくれた。

日本に到着してUNAFEIの同理事を表敬訪問したところ、氏は警察庁で仲介の労をとってくれた前記幹部と会う手配をととのえてくれた。捜査第一課に訪問したところ、同氏は総務課長、それに調査を予定していた別の課の課長のほか、主だった人々を紹介してくれた。そのうえ、電話で府中警察署長を紹介してくれたので、府中警察についての予備的な調査を始めることができた。岡山県に赴いた際は、警察庁総務課が県警本部警務課に電話してくれたばかりか、県警上層部あての紹介状を持たせてくれた。私が東京で会ったあるエリートの高官はかつて岡山県警に勤務した経験があったので、彼もまた県警幹部にあてた紹介状を書いてくれた。県警本部の幹部が倉敷署と水島署に電話し、私の研究を援助するよう要請してくれた。この両署の署長や次長は、研究のための事務連絡担当として課長各一人を指名してくれた（倉敷署は外勤課長、水島署は警備課長）。そして、私がその後一年間にわたって観察し面談し、共に働くことになる交番や駐在所、それに各種専門部門の警察官を警察署幹部が次々に紹介してくれた。

私が警察へ接近することができた、そのカギになったのは最高権威、つまり警察庁から正式な研究承認を得たことであつた。このため、指揮命令系統のトップ（警察庁総務課）から最下位（交番や警察署各課の第一線警察官）に向かつて私の紹介が下りていったわけである。もし警察階級制度の外側から、その中間に接近を試みる方法（例えば倉敷市の地元有力者を通じて担当課長に、というようなり方）を採用とか、一地域の交番の巡査を研究する計画で、単に友人として接近するというような方法だったとすれば、警察への接近は限定されていたらう。トップから紹介されたことによって、この研究は合法性を与えられたし、私が最も研究したいと願っていた地方レベルの警察官の信用を得ることができたのだ。

私は、何度も日本に滞在した経験から、お世話になったことについて感謝の意をあらわし、個人的

な友好関係を温めるいろいろな方法を知っていた。力になってくれた人々や警察官と、年賀状や暑中見舞、それに贈り物（お歳暮とかお中元）のやりとりをした。旅行すれば、主だった後援者にはいつもお土産を買って帰るようになった。友情を伝えるため、時にはたくさん警察官に妻がお菓子を作り、アメリカ風のもてなしをしたこともある。警察の指揮命令系統を乱さないよう配慮して、課員に面接調査するときは事前に所属課長の承諾を得たし、警察署の中で警察官と話をしたり自分の机で仕事するときは必ず副署長（倉敷署では次長という）にことわった。日本の相互的な義理とお返しへの慣習に慣れることができたから、警察官はそれだけ気楽に話ができたと思う。しかし、このやり方では、なんらかのお返しは避けがたい。アメリカ人にとっては、お返しをしなければならぬことは重荷に感ずるし、時には陥れられたと思うことさえある。

警察は非常に好意的であった。東京のある大学教授を通して知った倉敷市役所の人達もまたそうであった。私が家族と共に東京から倉敷へ転居した際、家具の方が先に着いてしまったのだが、県警本部、倉敷署、交番の警察官と市役所の職員たちまで一緒に転居先に家具を運び込み、私たちが到着する前にすっかり整えておいてくれた。倉敷署では、お願いするとすぐ署の中に部屋がもらえ、毎日そこにかよった。いく人かの警察官とは親しい仲になり、近くの交番に勤める年配の巡査部長などは毎日のように私の自宅に立ち寄り、ついには私を息子のように扱ってくれるようになった。岡山県警本部長はもとより、西国管区警察局長、警視総監、警察庁長官などの高官にも会い面接調査したが、彼らはこの上なく親切にしてくれた。とりわけ倉敷署は、まるでその一員のように遇してくれた。倉敷署と水島署の警察官につき、意識調査と採用・経歴調査を計画していたが、これを要請すれば問題になるかもしれないと思ひ、岡山を去る一、二か月前まで控えていた。倉敷署の第一線の警察官数人は、私が質問事項を作るのを手助けして、調査予定事項の問題

点を率直に指摘してくれた。倉敷署の幹部とは、警察署内に与えられた事務室を使用している間に、日常会話やレクリエーションなどを通して深い人間的きずなができていたので、この調査も了承してくれた。しかし水島署長は慎重で（倉敷署にくらべれば水島署では部外者として扱われた）、県警本部の事前了解が必要だといわれた。県警本部は他の要望についてはかなえてくれたのだからこの調査も了承してくれるものと思い、岡山市に出かけて行き許可を求めた。しかし県警本部は、外部研究者による警察官への質問調査を許可しないという方針は変えないというのである（調査を許せば、その結果は「警察が否定できない証拠」になってしまふ、と彼らは言った）。私は警察庁にいる知人に訴えたが、このような日常的決定事項は県警の判断にまかされていたから、彼らも結論を変えることはできなかった。私が倉敷署についての調査だけで満足していれば、県警本部も「ノー」を出す必要はまったくなかったただろう。これ以降、県警本部との関係はいささか冷えてしまったが、他にもそうさせる理由が二つあった。私とは親密な関係になっていた県警本部長と副本部長が転動になってしまったこと。また県警本部は私があまりにも警察を知りすぎってしまったのではないかというおそれを抱き始めていたことである。

とはいえ、倉敷滞在中の研究は尻上りに順調にいった。倉敷を去る日には、警察署長はじめ数人の課長、調査した交番の巡査、さらに県公安委員会の委員さえ駅まで見送りにきてくれた（他の友人を含め計三六名）。彼らは私どもにお土産と花束とを渡し、列車が動き始めたときには、拡声器を通して『はたるの光』のレコードをかけてくれた。

私が調査を開始した一九七四年という年は、日本警察の調査をするにあたってまたとない時期であった。その年は、日本がヨーロッパ大陸の警察制度に範をとり、近代警察制度創設に乗り出してから百周年にあたるばかりか、第二次世界大戦後の占領時代に強行されたアメリカ型地方警察時代から、



「おまわりさん誕生100年記念」切手（原寸の2倍）

中央集権的な制度に復帰してちょうど二〇周年でもあった。戦後のアメリカからの影響は遺産として今も残存している。現在の警察体制は戦前のヨーロッパ型と、これに重畳するアメリカ型警察制度が、ところどころ不均等に混在するという態をなしている。私は、アメリカ人研究者が日本の警察制度を研究するまたとない好機であると考えた。日本の警察制度は、数多くの点で諸外国に比べ、はるかに効率的に機能していることが本書によって明らかにされるだろう。日本人は長期にわたって西洋から学んできたが、今や警察活動と犯罪抑制について、我々に教示すべきものを持ちあわせるにいたっている。

本書を書き上げるにあたっては、まことに数多くの方々から援助を受けた。ミシガン大学学位審査委員会議長であり、私の指導教官でもあった故リチャード・K・ビーズリー教授をはじめとして、日米の学者・法律家、警察庁幹部の方々、岡山県警本部・倉敷署・水島署などの警察関係者、それに資料提供に協力して下さった倉敷市民の方々など、到底名前をあげることができないほど数多い。ここに心から感謝の念を捧げたい。

特に、初期の原稿に眼を通して下さり貴重な意見を頂いたエズラ・ヴォーゲル



倉敷署の前にある岡山県警発足20周年記念標語

教授、それに、最初の学位論文を本書の形に書きなおしたハーバード・ロースクール在学中、研究室使用の便宜と経済的援助を与えて一貫してはげまして下さった、ハーバード・ロースクール副部長であり、同スクール東アジア法律研究所所長であるジェーム・A・コーエン教授に深甚なる謝意を表したい。

述すべきかどうか悩んだ。結局、そうしないことにしたのであるが、それには二つの理由がある。第一は、アメリカの警察活動については直接の経験が乏しく、比較しようとすれば、おのずからアメリカの警察活動については大部分を二次的資料に依拠せざるを得ず、したがって日本についての一次的資料に基づくものとは大分質の違ったものになってしまうということがある。第二は、人類学者としての第一次的責務は、私が観察したもの、及び収集した資料を正確に報告し、日本の社会構造内にある「警察現象」を、日本の文化的伝統の文脈の中で説明することにあると信じたからである。したがって、読者が他の学者による学問的議論に対して賛成するにせよ、論駁するにせよ、本書を他の社会学の警察文献と共に利用されるよう期待するものである。

原資料を論理立てる作業をしている間、

本書においてアメリカとの比較を明確に記

注

- (1) Walter L. Ames, "Police and Community in Japan" (博士号学位論文、ミシガン大学、一九七六年) 参照。

植松	正	刑法	エ	ツ	セイ	二二〇〇円
植松	正	続刑法	エ	ツ	セイ	二二〇〇円
植松	正	新刑法	エ	ツ	セイ	二二〇〇円
倉田	卓次	裁判官の書齋				二〇〇〇円
堀	幸雄	戦後の右翼勢力				二〇〇〇円
今村	仁司	暴力のオントロギ				二三〇〇円
河原	宏	日本に活力は蘇るか				一七〇〇円

勁草書房刊

定価は一九八五年二月現在



目次

日本語版への序文

はじめに

序論

調査対象地域へ倉敷市 水島 高松町▽ 4 歴史的背景 9

現在の組織 13

第一部 地域社会への適応

第一章 郡部の警察制度——駐在所

ポリスポックスの歴史的発展 21 地域社会における「駐在所」の役割 25 駐在所の業務 30 家族の協力 32 変容する駐在所 34

第二章 都市部の治安維持——交番

交番制度 39 おまわりさんへの市民の協力 44 情報提供者と地域組織 49 多様な都市環境への適応へ浜町 本町 船倉町